

## 営業秘密判例の分析を通じた実態調査



1. 営業秘密に関連する判例の概要
2. 営業秘密に関連する民事判決
3. 営業秘密に関連する刑事判決

## 判例統計

### 営業秘密判例の分析を通じた実態調査

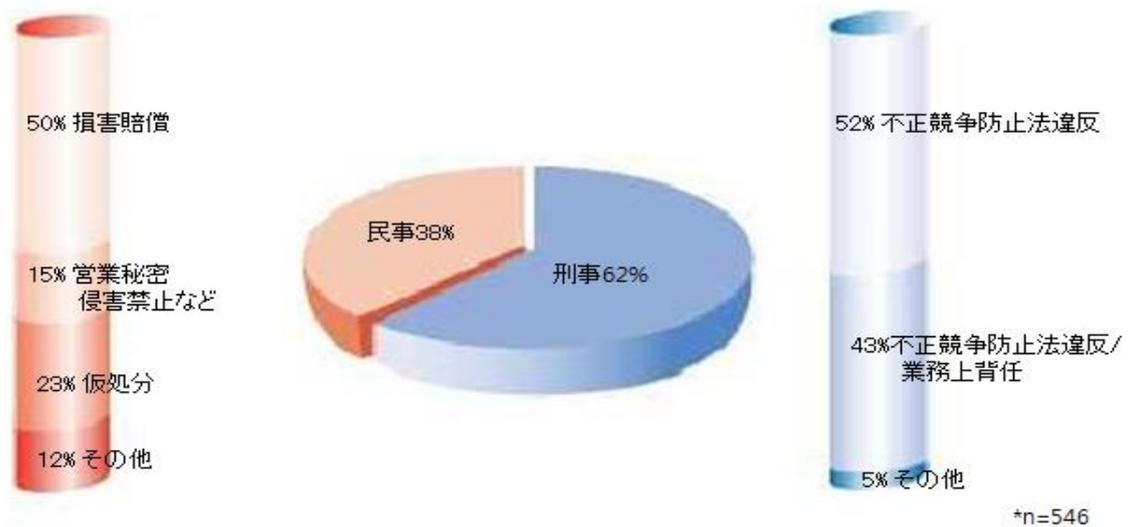
<http://www.kips.go.kr>

#### 1. 営業秘密に関連する判例の概要(民事(208件)+刑事(338件)=合計546件)

- 最高裁判所および全国の各級裁判所
- 非公開の判決を含む
- 事件受付日基準 2005. 1. 1. ~ 2010. 12. 31.

区分	民事		刑事	合計
	本案	仮処分		
2005年	46	12	41	99
2006年	31	5	57	93
2007年	23	4	53	80
2008年	23	11	79	113
2009年	19	9	59	87
2010年	18	7	49	74
合計	160	48	338	546

#### イ. 事件 類型別 分布



ロ. 事件種類別の侵害類型の分布



		民事	刑事
イ目	第三者営業秘密の不正取得・使用・公開	6	18
ロ目	イ目の営業秘密 悪意・重過失による取得・使用・公開	2	7
ハ目	イ目の営業秘密 善意取得後 悪意・重過失による使用・公開	2	4
ニ目	秘密保持義務違反者の営業秘密 不正公開・使用	61	167
ホ目	ニ目の営業秘密 悪意・重過失による取得・使用・公開	1	2
ヘ目	ニ目の営業秘密 善意取得後 重過失・使用・公開	0	1

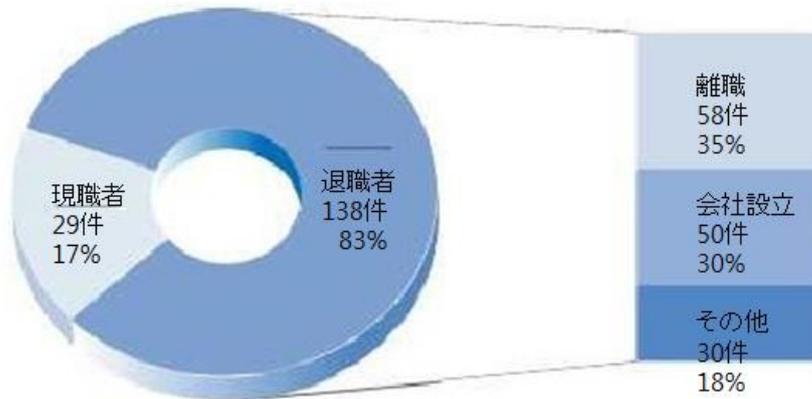
※ 民事 事件の場合、ニ目が 61 件、イ目が 6 件の順でニ目が最も多い。

(複数の侵害類型もあり)

刑事 事件の場合にもニ目が 167 件と最も多く、その次にイ目が18 件、

ロ目が7 件の順となった。

## ハ. 刑事事件の侵害行為主体の分類（不正競争防止法 第2条第3号ニ目を適用した判決から）

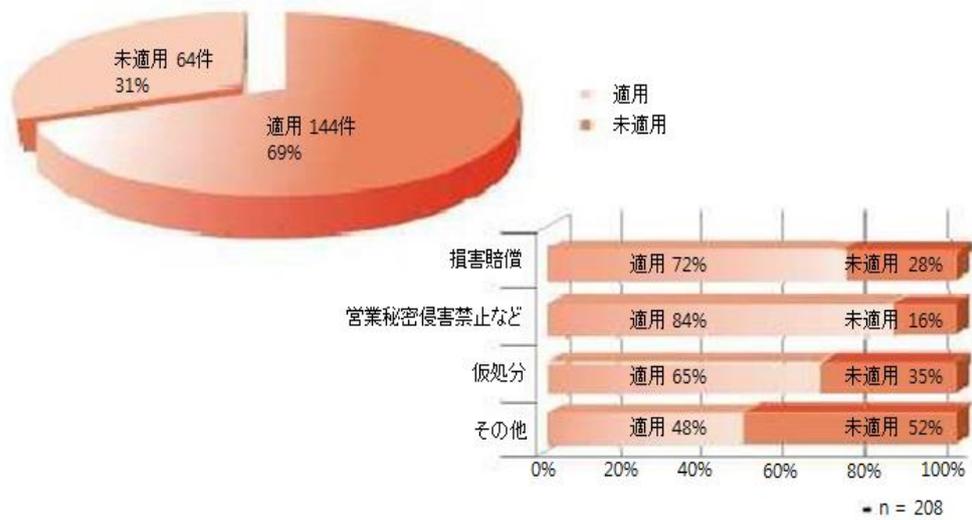


\*n=167（刑事事件のうちの営業秘密保護法 第2条第3号ニ目適用事件）

※ 不正競争防止法 第2条第3号のニ目が適用された事件のうち、その侵害行為者が退職者の場合（138件）が現職者の場合（29件）に比べて4倍以上多いことが明らかとなった。侵害行為の主体である退職者のうち35%が離職することで、30%は会社設立を通じて営業秘密侵害行為をしたものと分析。

## 2. 営業秘密に関連する民事判決

### イ. 不正競争防止法適用事件の割合



※ 民事事件 208 件のうち不正競争防止法が適用された事件は 144 件で、民事事件全体の 69% を占めた。

民事本案事件のうち損害賠償請求事件は 103 件であり、このうち 74 件 (72%) に不正競争防止法が適用されたことが明らかとなった。また、民事本案事件のうち営業秘密侵害禁止事件は 32 件であり、このうち不正競争防止法適用事件は 27 件 (84%) を占めた。

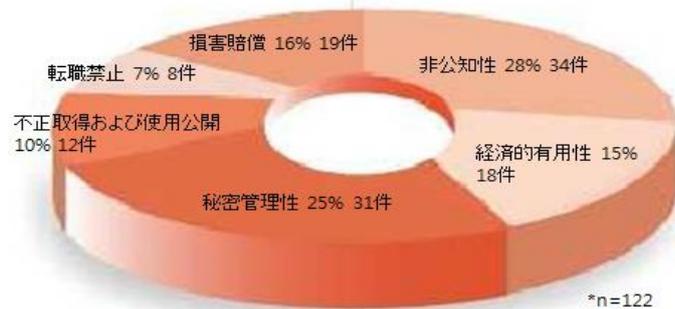
民事仮処分事件のうち不正競争防止法適用事件は 31 件 (65%) であり、その他に分類することができる事件 (職務発明補償金、下請代金請求など) は 25 件、このうち 12 件 (48%) に不正競争防止法が適用された。

## ロ. 請求趣旨別の分類



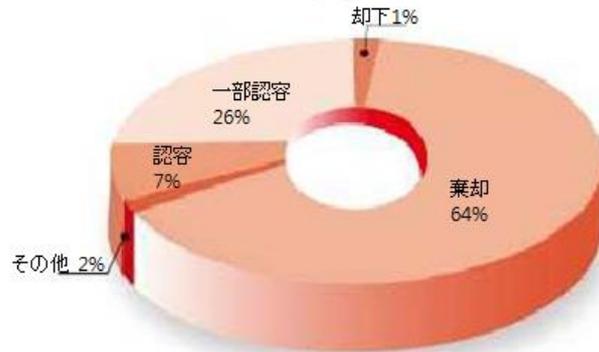
※ 民事事件の請求趣旨別に分類した結果、損害賠償事件が全体の40%でもっとも高い割合を占めていることが明らかとなった。それに次いで侵害禁止(27%)、転職禁止(14%)、廃棄(10%)、その他(6%)、侵害予防(3%)の事件順となった。

#### ハ. 民事事件の主要争点別の分類



※ 民事事件の主要争点としては、営業秘密の非公知性が問題になった事例が 28%で最も多く、次に秘密管理性の問題(25%)、損害賠償(16%)、経済的有用性の問題(15%)、不正取得および使用・公開(10%)、転職禁止効力(7%)の順となった。

## ニ. 民事事件の結果別分類

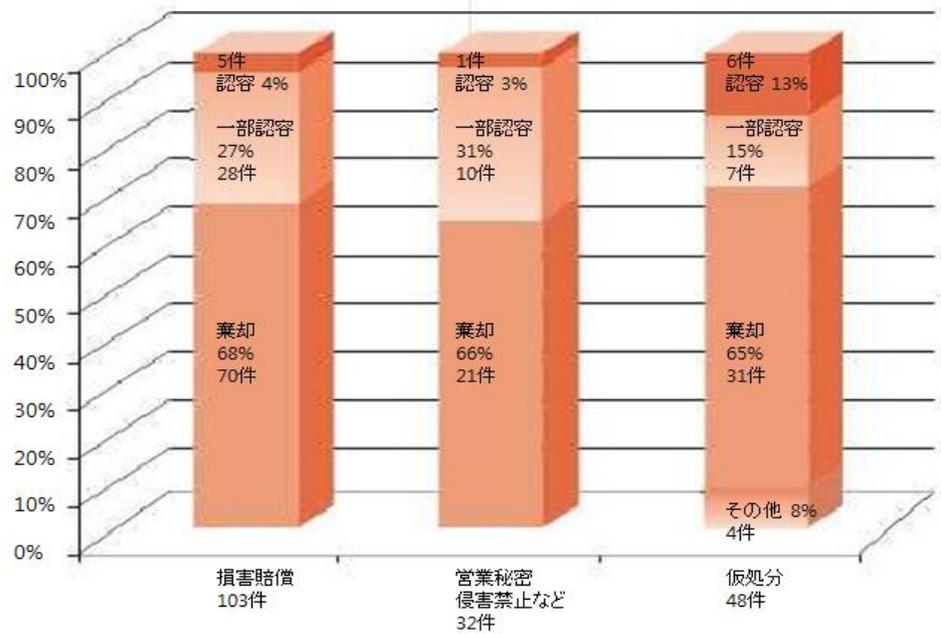


	認容	一部認容	棄却	却下	その他
件数	14	55	133	2	4
パーセント	7%	26%	64%	1%	2%

\*n=208(民事事件 全体)

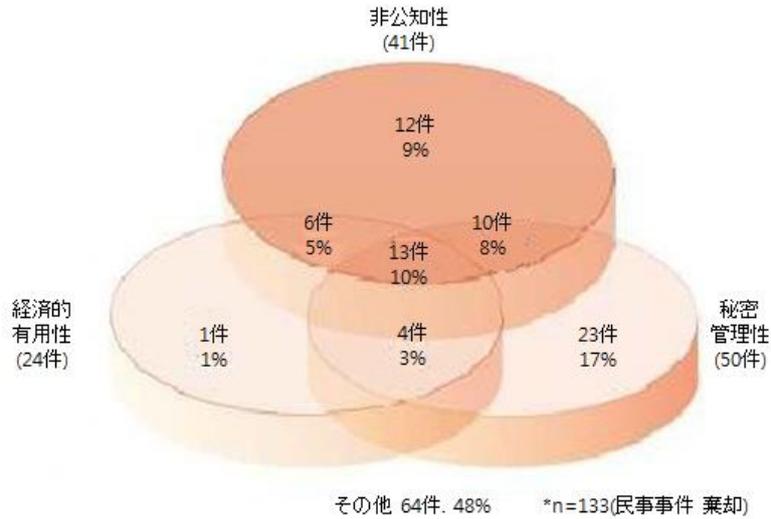
※ 棄却率(棄却+却下)は 65%と集計された。

### ホ. 民事事件の種類別結果



※ 損害賠償事件の場合は 68%が棄却、営業秘密侵害禁止事件の場合は 66%、仮処分事件は 65%が棄却となり、それぞれについて棄却された事件の割合がもっとも高かった。

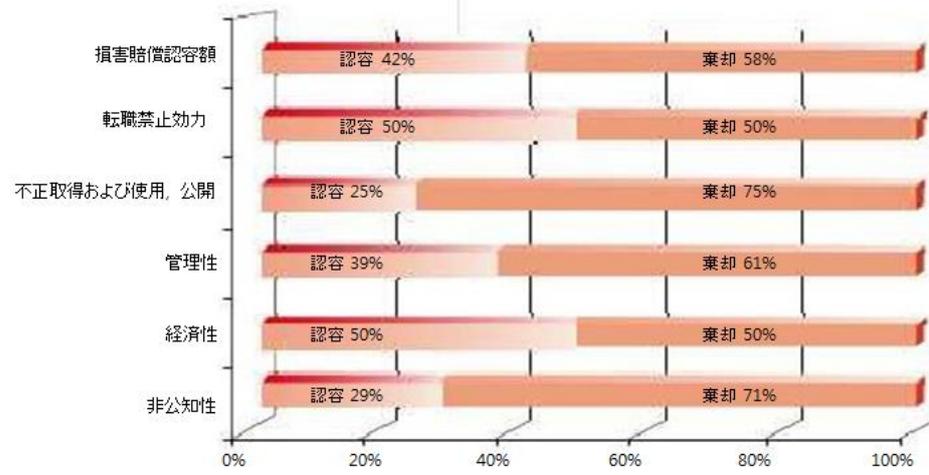
へ. 民事事件のうち営業秘密保護要件の不備を理由とした棄却類型の分類



※ 秘密管理性の不足により棄却された事件が 50 件で、もっとも多い非公知性および秘密管理性に比べて経済的有用性の比重が相対的に少なく、特に経済的有用性が単独で棄却判決の理由になりうる場合は非常に珍しいことがわかる。

分析を通じた実態調査  
営業秘密判例

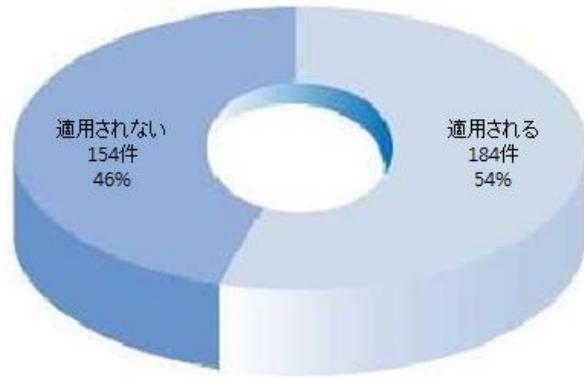
ト. 主要争点別の認容率および棄却率



※ 転職禁止効力や経済性関連要件の認容率がもっとも高いことが明らかとなった。

3. 営業秘密に関連する刑事判決

イ. 不正競争防止法 第18条第1項および第2項適用の割合

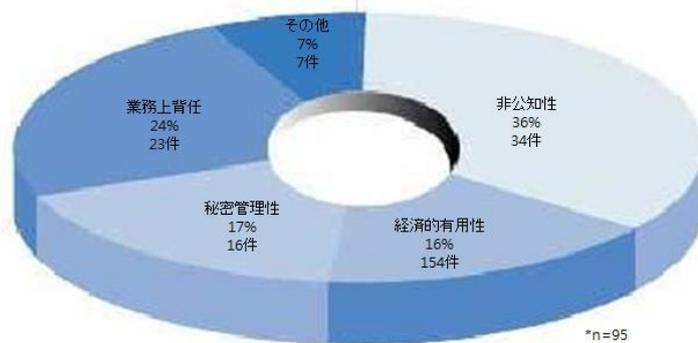


n=338(刑事事件全体)

※ 全刑事事件 338 件のうち184 件(54%)の判決に不正競争防止法第18条第1項および第2項(罰則規定)1が適用されたことが明らかとなった。

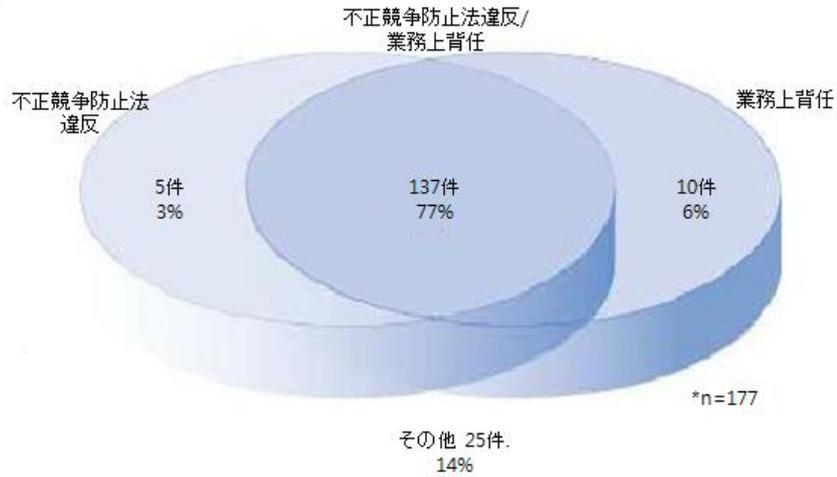
1)	
不正競争防止法 第18条第1項	不正な利益を得たり企業に損害を被らせる目的でその企業に有用な営業秘密を外国において使用し又は外国で使用されることを知りながら取得・使用又は第3者に漏えいした者は10年以下の懲役又はその財産上利得額の2倍以上10倍以下に相当する罰金に処す。
不正競争防止法 第18条第2項	不正な利益を得たり企業に損害を被らせる目的でその企業に有用な営業秘密を取得使用し又は第3者に漏えいした者は5年以下の懲役又はその財産上利得額の2倍以上10倍以下に相当する罰金に処す。

ロ. 事件類型別の主要争点



※ 刑事事件判決要旨の記載内容を主要法律争点別に分類したもので、非公知性(36%)がもっとも高かった。

## ハ. 不正競争防止法違反と業務上背任の同時適用時の認容率

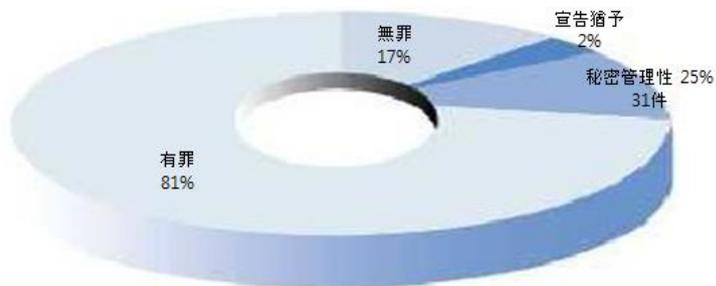


- ※ 不正競争防止法違反および業務上背任を同時に適用して訴訟を提起した事件は合計177件。二つの法律がすべて認容された場合は137件(77%)であることが明らかとなった。その他としては、不正競争防止法および業務上背任がすべて認容されない場合(無罪または他法律の認容)があり全体のうち25件(14%)を占めた。

## ニ. 刑事事件の結果



\*n=338(刑事事件 全体)

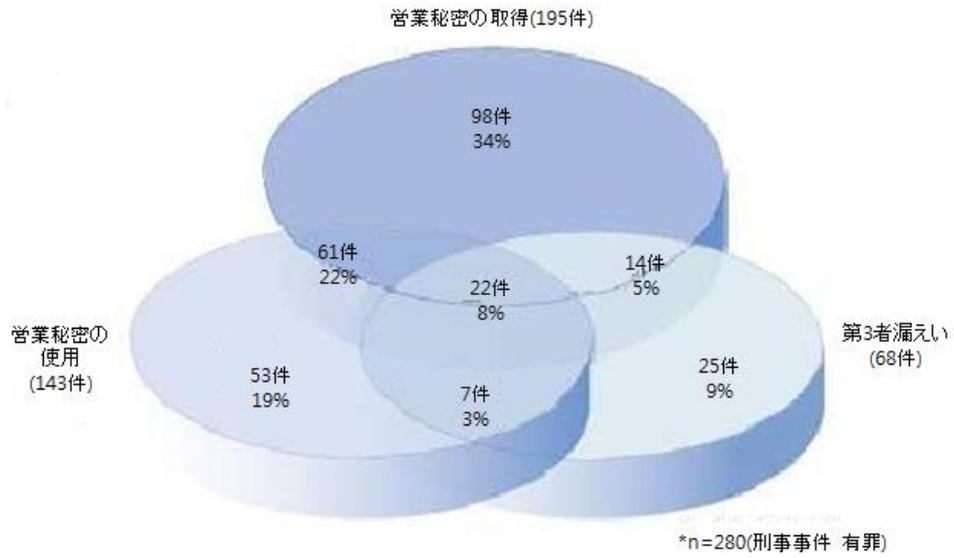


	有罪	無罪	宣告猶予
件数	273	58	7
パーセント	81%	17%	2%

\*n=338(刑事事件 全体)

※ 不正競争防止法違反事件の場合は全145 件のうち無罪判決が 31 件(無罪率 21%)。不正競争防止法違反と業務上背任がともに適用された場合は全177 件のうち無罪判決が 25 件(無罪率 14%)。業務上背任事件の場合は全16 件のうち無罪判決が 2 件(無罪率 13%)であることが明らかとなった。

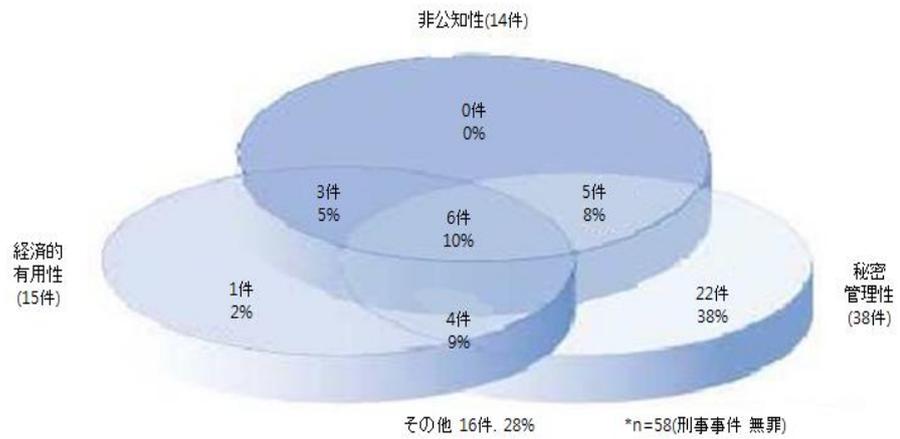
ホ. 刑事事件の罪目分類(取得/使用/漏えい)



※ 営業秘密の不正取得による罪目をもっとも多いことが明らかとなった。

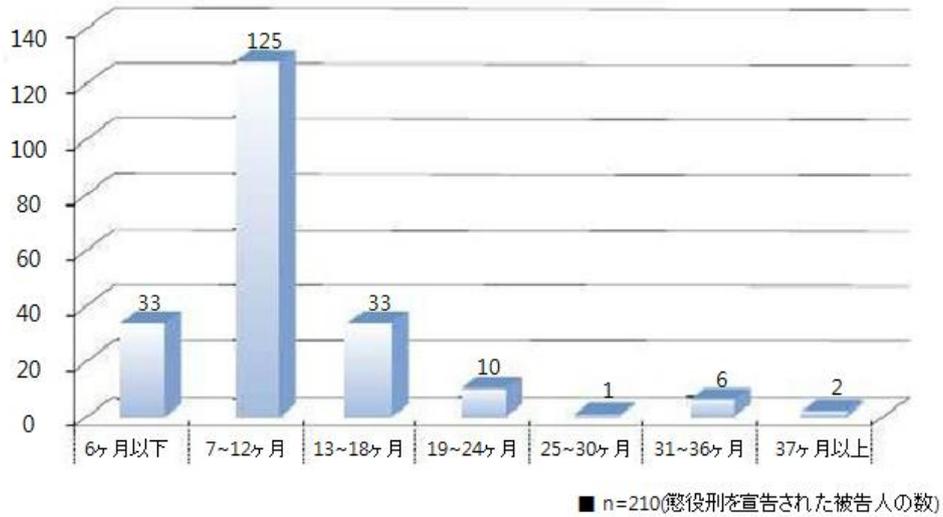


へ. 無罪事由の法的争点の分類



※ 秘密管理性が多くの割合を占めているのに比べて、非公知性および経済的有用性の比重は相対的に低く、特に非公知性と経済的有用性が単独で無罪判決の理由となりうる場合は非常に珍しいことが明らかとなった。

## ト. 量刑(懲役)



※ 懲役刑の宣告を受けた被告人 210 人のうち 7~12 ヶ月の宣告を受けた場合が 125 人(60%)でもっとも多いことが明らかとなり、平均懲役期間は 12.5 ヶ月と集計された。

## 是非とも知っておくべき営業秘密の最重要判例(第1刷)

---

発行：特許庁 産業財産保護チーム

住所 大田広域市 西区 庁舎路 189番地

TEL 042)481-5925

FAX 042)472-3465

ホームページ [www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr)

主管機関：韓国特許情報院 営業秘密保護センター

執筆機関：法務法人 강호(カンホ)

発行日：2012年 7月

印刷：(株) デミョンコミュニケーション TEL：02-521-7877

---

※ 無断転載及び再配布禁止

本レポートは特許庁用役事業の結果です。本レポートの内容を引用する時は  
必ず特許庁研究事業の結果であることを明らかにしてください。